別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	本店・大幡地区（柿沼、代、原島、肥塚、新島）	令和2年3月23日	令和5年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	159.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	129.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	49.4ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha

（備考）
④：耕作面積については現状維持とすること。

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

未整備地で道路がなく、稲苗を一輪車で運ばなくてならないところもある。高齢化も進み、担い手不足で放棄地も点在している。
担い手の拡大希望面積よりも出し手面積が上回っている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本店・大幡地区内全体で未整備、高齢化、耕作放棄地、担い手不足の問題が表面化しており、将来の担い手の見通しが立っていない。課題解決に向けた話し合いを続けていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	大幡営農組合	水稲、麦	22.7 ha	水稲、麦	22.7 ha	大幡
計	1経営体		22.7 ha		22.7 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、
法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は
「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 　貸付け等の意向が確認された農地は、455筆、307,059.89㎡となっている。
基盤整備への取組方針 　地区全体が未整備地のため、中心経営体が参入するためには基盤整備が必要である。広区画、広い道路で大型機械も入れる農地にすることで参入者も出てくることが考えられる。 　課題としては、市街地に近いため地権者の同意を得られるかどうか。中間管理等を入れ、地権者負担の少ない基盤整備ができればと考えている。
後継者の育成 　当地区では、担い手が不足しているため後継者の育成が重要となる。後継者を育成するためには、機械や倉庫を購入するときの補助金の充実、儲かる農業の実現が肝要である。基盤整備により、効率的な農業が実現できれば儲かる農業となり、参入する若手も増え、育成も進むと考えられる。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計	174,925.96	－	132,132.93

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。